

栃木県教育委員会定例会会議録

平成29年8月1日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	宇 田	貞 夫
2 番	伏 木	由 佳 子
3 番	工 藤	敬 子
4 番	陣 内	雄 次
5 番	岡	直 樹
6 番	吉 澤	慎 太 郎

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	松 崎	禎 彦
教 育 次 長	池 田	聖
参事（高校再編推進担当）	丹 羽	章 泰
総合教育センター所長	軽 部	幸 治
総 務 課 長	熊 倉	精 介
施 設 課 長	坂 入	武 司
教 職 員 課 長	大 島	政 春
学 校 教 育 課 長	中 村	千 浩
特別支援教育室長	中 田	誠
生涯学習課課長補佐（総括）	竹 澤	智 明
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 代	哲 郎
文 化 財 課 長	平 野	裕
健 康 福 利 課 長	野 原	正 祥
総 務 主 幹	伊 澤	純 一
人 権 教 育 室 長	関 口	哲 夫
児 童 生 徒 指 導 推 進 室 長	伊 澤	雅 幸
学 力 向 上 推 進 室 長	齊 藤	正 幸
競 技 力 向 上 対 策 室 長	岡 田	雅 人
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	佐 藤	光 正

3 午前9時30分、教育長及び委員は全員出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に5番岡委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第1号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報 告

- (1) 第5回平成29年度3月27日那須雪崩事故検証委員会について
教育長から説明を求められ、管理次長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委 員〕

- ・ 最終報告書に盛り込まれる再発防止策は、あくまでも今回のもの、冬山、雪崩の部分になると思われる。その後、教育委員会や高体連として、登山全般に対するものや、高校生活全般における危機管理の問題を、再発防止という大きな枠組みの中でどのように考えていくのか。

〔教育長〕

- ・ ご指摘いただいた冬山に限らず、高校生の部活動という中での今回の事故ということでもあったので、今回、第一次報告書を基に、高体連、登山専門部、教育委員会としても審査会に向けて考え得る限りの安全策を示した上で、夏山に限り許可を出したわけである。
- ・ 部活動の在り方自体は非常に大きな問題なので、報告書をいただいたら、教育委員会として、すぐにでも全体像を含めた再発防止策を作りたいと考えている。今年は、冬山登山については難しいという思いはあるが、しっかりと早い取組をしていきたい。

- (2) 平成30年度栃木県公立学校新規採用教員選考試験第1次試験合格発表について
教育長から説明を求められ、教職員課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。

〔委 員〕

- ・ 仙台会場で開催される理由を教えてください。

〔事務局〕

- ・ 受験者数の増加を見込んでというのが大きな理由である。東北地方については採用人数が少ないことから、倍率が高い状況にある。東北地方の優秀な資質がある者について、一人でも多く本県を受験していただければということで設置したという経緯である。

- (3) 保護者向けリーフレット「親子でチェック安心・安全インターネット」の配布について
教育長は、事務局からの説明は割愛する旨を告げた。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

- (4) 平成29年度優良PTA文部科学大臣表彰(高等学校PTA)について
教育長は、事務局からの説明は割愛する旨を告げた。
この報告に関して、出席者から質問や意見はなかった。

- 8 教育長は、一部順番を入れ替え、審議に移る旨を告げた。
- 9 第2号議案 平成30年度県立中学校で使用する教科用図書の採択について
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

[委員]

- ・ 期間を4年にしている理由を教えてください。

[事務局]

- ・ 理由ははっきり示されていないが、教科書制度の改良であるとか、毎年度、基本的に同一の教科書を採択しなくてはならないということが法律で定められており、原則として4年間の採択ということが施行令に定められている。具体的な理由については改めて確認したい。

[委員]

- ・ 社会科などは、地理・歴史・公民分野に分かれているので、学年が変わった時に教科書が改訂されたとしても、在校中はその教科書を使うと思うが、例えば、国語や英語は、学年の切り替えのところで新しい教科書になると、会社も変わってしまうこともあるということか。

[事務局]

- ・ お見込みのとおり。4年間、同一の教科書を使用するので、改訂したときに別の教科書会社のもを使用することになると、同じ教材が入っていたり、あるいは、社会の場合、地理・歴史・公民のそれぞれの分野の中で、その生徒が、ある事項については触れないということも十分にあり得ると思う。それらのことも踏まえて、各学校では教科書の選定を行っているはずである。

[教育長]

- ・ 中学校については、平成32年度に学習指導要領が変わる。その時は、全学年一斉に新学習指導要領に移るので、教科書が全部変わるということになる。

[事務局]

- ・ 中学校だけ見ても、30、31、32年度と毎年度のように教科書を採択することになる。例えば、新たな教科で特別な教科の道徳については、来年度採択いただき、31年度から使用開始になるわけだが、31年度には道徳以外の各教科の採択が待っている。この後、33年度からの新学習指導要領の改定の際には、前年度の32年度に採択ということで、毎年度、連続して採択ということが出てくると思われる。

[委員]

- ・ 2020年には大学の入試制度が変わっていく中で、今の小・中学校の教科書は、旧教育指導要領に従った選定の仕方になっている。今後はそう

いったことを視野に入れた教科書の選定を行わなければいけないことを知っておく必要があると思われる。

〔事務局〕

- ・ 教科書の構成や内容は学習指導要領に基づいて作られているので、検定の際に、それらを見込んだ教科書が出てくる。今回の道徳についても、学習指導要領に書かれた内容や文言が十分に反映された教科書だったと思われる。33年度から中学校で全面実施される新しい学習指導要領のための教科書は、そのような内容になって出てくるものと思われる。

- 10 第3号議案 平成30年度県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する教科用図書の採択について
第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 11 第4号議案 無形民俗文化財の指定及び保存団体の認定について
第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
この議案に関して、出席者から質問や意見はなかった。
- 12 教育長は、第1号議案については、先の決定のとおり、非公開で報告を受ける旨を告げた。
- 13 第1号議案 学校職員の懲戒処分について
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 14 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午前10時30分、閉会した。